

2018年6月23日

頭の整理 補遺 7

竹濤軒

これは単なるメモである。

会計検査院が森友学園問題について再調査を実施中であり、先頃国会に中間報告がなされた。そこで財務省が改ざん文書を会計検査院に提出したことを会計検査院法違反と認定した。

最終報告は秋口に出されるとのことであり、『朝日新聞』によれば、2016年4月段階における国有地の売却価格の決定にあたっての地中埋設物処理価格の見積もりの変更（近畿財務局から大阪航空局への働きかけによる）と森友学園が近畿財務局に提示した上限価格（学校開設認可のための負債比率の条件を理由とする）との関係が一つの焦点になるようである。

田内康介、高橋淳「改ざん文書提出は「法に違反」 会計検査院が認定」
『朝日新聞デジタル』2018年6月19日 19時50分
<https://www.asahi.com/articles/ASL6M5RLXL6MUTIL03H.html>

現時点までに公開されている資料による限り、この最終的な価格決定の主導権は近畿財務局が握っていたように見受けられる。現在進行中の会計検査院の再調査により、近畿財務局の判断に対して財務省本省の強い指示（単なる了承や法的アドバイスではなく）があったことが明らかになれば、私のこれまでの理解に再検討が必要となろう。また、財務省本省の強い指示があったとしたら、その背景が何かについても当然興味を持たれる。逆に、この点が十分確かな証拠で解明されない限りは、これまでの認識を大きく変える必要はないであろう。

会計検査院の調査結果は、今後の検察審査会の議論にも関わることであろう。

秋まで気長に結果を待ちたい。